

泉大津市あしゆびプロジェクト PR 動画作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 公募事項

(1) 件名

泉大津市あしゆびプロジェクト PR 動画作成業務

(2) 業務目的

本業務は、泉大津市が主要施策として取り組む、「あしゆびプロジェクト」を市内外に広く PR するための動画を制作するにあたり、豊富な情報と技術を持つ優秀な業者を選定するため公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定するものである。

(3) 業務概要

別紙1「泉大津市あしゆびプロジェクト PR 動画作成業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和2年2月28日まで。

(5) 予算額

委託料の上限は、3,334,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務の企画・運営にかかる一切の経費

2 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加資格者の指名停止等に関する要綱(平成14年制定)を受けていないものであること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条

第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (8) 過去に自治体等においてプロモーション動画等の作成業務を受託した実績があること。実績は元請けとして契約し、既に完了した業務を対象とする。
- (9) 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 プロポーザル実施スケジュール

募集開始	令和元年6月6日（木）～令和元年6月18日（火）
参加表明書提出期間	令和元年6月6日（木）～令和元年6月18日（火）
質問書提出期間	令和元年6月6日（木）～令和元年6月12日（水）
質問書回答日	令和元年6月13日（木）
企画提案書提出期間	令和元年6月19日（水）～令和元年7月2日（火）
辞退届提出期限	令和元年7月2日（火）
第1次審査	令和元年7月4日（木）
第1次審査結果通知日	令和元年7月5日（金）
第2次審査	令和元年7月10日（水）
結果通知・結果公表	令和元年7月12日（金）

4 参加申し込み

「2 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）

③業務実績書（様式3）

「2 参加資格」の(8)に示す業務実績を記入してください。

ただし、元請けとして契約した業務のみに限ります。

また、業務実績書記載の契約案件の写しを添付してください。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参、郵便又は信書便により提出してください。

(4) 提出期限

令和元年6月6日（木）から6月18日（火）までです。

郵便又は信書便については、提出期間必着とします。持参の場合は、泉大津市役所の閉庁日を除く、各日午前8時45分から午後5時15分までに提出してください。

(5) 提出先

泉大津市総合政策部秘書広報課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL：0725-33-1131

FAX：0725-21-0412

E-mail：kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

(6) 提出書類作成の留意事項

①提出された参加表明に関する書類の修正又は変更は認めません。

②提出された参加表明に関する書類は返却しません。

(7) 参加の承認

参加承認の可否については、令和元年6月19日（水）までに参加表明書に記載された担当者E-mailアドレスに電子メールで通知します。

(8) 質疑の提出及び回答

①提出期限 令和元年6月6日（月）から6月12日（水）まで

②提出方法 質疑書（様式4）に質疑内容等必要事項を記載し、電子メールに添付して、以下の電子メールアドレスに送付してください。なお、電子メールの件名は、【質疑：会社名】として送付してください。

③提出先 泉大津市総合政策部秘書広報課

kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

④回答日 令和元年6月13日（木）

⑤回答方法 各事業者より提出された質疑は、すべての回答を取りまとめた「質疑回答書」を作成し、泉大津市のホームページに掲載します。

5 企画提案

(1) 提出書類

①企画提案提出書（様式5）

②企画提案書（任意様式）

- ・仕様書の業務内容及び本市の「あしゆびプロジェクト」の取組を踏まえて企画提案書を作成してください。

【あしゆびプロジェクトURL】

URL: <http://www.city.izumiotsu.lg.jp/topics/1541134417111.html>

- ・提出する書類の規格は、A4版・横書き・文字サイズ11.0ポイント以上・両面印刷で20ページ以内を原則とします。
- ・1社1案とし、PRしたいポイントや提案趣旨などを簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にお願いします。
- ・提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないように注意してください。

③工程表（任意様式）

④見積書（任意様式）

- ・様式は自由としますが、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載してください。
- ・積算根拠を具体的に示す内訳書を作成してください。
- ・「1 公募事項」の「(5) 予算額」に示す上限額を超える金額の場合は失格とします。

(2) 提出部数

①と④は1部提出してください。

②と③を1部として整理し、6部提出してください。

なお、②と③については、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないでください。

(3) 提出方法

「4 参加申し込み」の「(3) 提出方法」と同様です。

(4) 提出期限

令和元年6月19日（水）から7月2日（火）までです。

郵便又は信書便については、提出期間必着とします。持参の場合は、泉大津市役所の閉庁日を除く、各日午前8時45分から午後5時15分までに提出してください。

(5) 提出先

「4 参加申し込み」の「(5) 提出先」と同様です。

(6) 提出書類作成の留意事項

- ①提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めません。
- ②提出された企画提案に関する書類は返却しません。

6 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

委託候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される「泉大津市あしゆびプロジェクトPR動画作成業務に係る泉大津市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査において、次により決定します。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

①審査委員会において、企画提案者の提案について別紙2で示す審査基準に基づいて書面審査による第1次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位3者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定します。

なお、第1次審査において、審査委員審査項目及び事務局算定項目の合計点数が満点の半分（250点）に満たない場合は、失格とします。

②第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙2で示す審査基準に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の委託候補者とします。

③最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託候補者を決定します。

④第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。

(2) 第2次審査対象の選定結果及びプレゼンテーション等の時間、場所等の通知

①第2次審査対象に選定された者に対しては、第2次審査対象に選定された旨と第2次審査の集合時間を記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を通知します。

②第1次審査において、第2次審査対象に選定されなかった者に対しては、「書類審査結果通知書」を通知します。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

①実施日時

令和元年7月10日（水） ※予定

集合時間は、プレゼンテーション等開催通知書で指定します。

②実施場所

泉大津市役所3階 301会議室

大阪府泉大津市東雲町9番12号

③実施時間

1企画提案者につき40分以内とし、概ねプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分以内とします。

④プレゼンテーションの方法

「5 企画提案」の「(1) 提出書類②、③」に沿って、わかりやすく簡潔に説明願います。提案説明は、企画提案書をもとに実施するものとします。プロジェクト、スクリーンは市が準備しますので、必要な場合は、事前に申し出てください。

また、会場に入室できるのは、4名以内とし、入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

なお、プレゼンテーションは非公開とします。

(4) 第2次審査の結果通知について

第2次審査対象者に対して、第2次審査結果を通知します。

(5) プロポーザルの審査結果の公表について

上記の審査を経て、委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開します。

7 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 見積金額が業務費限度額を超えた場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合

(4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

(5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

(6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

8 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

9 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

10 契約について

(1) 契約方法

①審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、本件業務委託（随意契約）の委託候補者となります。

②業務委託契約の締結は、本市が設定する予定価格の範囲内で、委託候補者と交渉を行います。

③委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(4) 業務委託契約書

別紙3 業務委託契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年4月1日規則第7号）第114条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付することとします。ただし、同規則第116条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除します。

11 その他

(1) 本件プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。

(2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和元年7月2日（火）までに、秘書広報課へ提出してください。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

12 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記のとおりです。

泉大津市総合政策部秘書広報課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL：0725-33-1131

FAX：0725-21-0412

E-mail：kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要項は、令和元年6月6日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した翌日をもってその効力を失う。